

柿崎商業開発協同組合発行の期限無し商品券をお持ちの方へ

～資金決済に関する法律（第20条第1項）に基づく払戻しのお知らせ～

1998年以来20年間にわたり柿崎商業開発協同組合のかきざき商品券をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、経済情勢や社会生活の変化等から、この事業が低調となり、また加盟店の減少により消費者ニーズに感じられなくなったことなどにより、かきざき商品券については、平成30年11月30日をもって発行を停止することとしました。これに伴い、有効期限の記載がないかきざき商品券については、平成30年11月30日で利用終了となりました。

つきましては、当組合発行の有効期限の記載がない未使用の商品券（500円券、1,000円券）について、下記の方法で払戻しを行いますので、ご案内申し上げます。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 柿崎商業開発協同組合
- 払戻し対象となる前払式支払手段の種類 かきざき商品券
有効期限の記載がない 500円券 1,000円券
- 申出期間 平成30年12月3日（月）～平成31年2月1日（金）
この期間に申出をされない方は、当該払戻し手続きから除斥されますので、ご注意ください。
- 申出方法 上記申出期間内に下記「お問い合わせ先」へお申し出ください。
- 払戻し方法 直接、柿崎商業開発協同組合へ申し出た方に、商品券を確認の上、額面金額を払戻しいたします。
- 払戻しできない商品券 ① 偽造された商品券
② 3分の1以上減失している商品券
③ 明らかに使用済みであると判断できる商品券

●お問い合わせ先

〒949-3216

新潟県上越市柿崎区柿崎6090-1 柿崎商工会内 柿崎商業開発協同組合

電話 025-536-2531

（土曜日、日曜日、祝祭日、12月31日、1月2日、3日を除く、月曜日から金曜日の午前10時から午後3時まで）